外務省国際協力局政策課
パブリックコメント担当御中

「開発協力大綱案」に関する意見

2023 年 4 月 26 日
公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
アドボカシーグループ
E-mail:advocacy@plan-international.jp

この度は、開発協力大綱案へのパブリックコメント提出の機会を設けて頂きありがとうございます。公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンとして以下の意見を提出させていただきます。ご検討の程、よろしくお願いいたします。

意見１．３.基本方針（2）新しい時代の「人間の安全保障」について（P．3）
「人間の安全保障」を基本方針の一つとして位置づけることを歓迎します。一方で、「人間中心の開発」に関する具体的視点の記載がありません。人間の安全保障の達成に欠かせない、分野横断的な課題であるジェンダー平等かつ包摂な社会の達成、教育を受ける権利を含めた基本的人権の擁護を目指す視点を記載すべきと考えます。

意見２．Ⅱ.重点政策　1．新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅（２）ア　包摂性　について　（P．4）
日本政府による支援対象者であることを明確に示すために、かつ「誰一人取り残さない」理念を体現するために、脆弱層として障害者、若者、性的マイノリティ、少数民族も記載をするべきです。

意見 3．Ⅱ.重点政策　３．複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導　（２）ア　気候変動・環境　について　（P．7）
「我が国の開発協力をパリ協定の目標と整合させる」ためには、国としての貢献（NDC）で掲げている 2030 年温室効果ガス削減目標 46％（2013 年比）では不足しています。日本に求められている削減量は 62％と言われています。大綱内で、「2030 年に 50％以上の削減を目指す」と明示すべきです。

意見 4．Ⅱ.重点政策　３．複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導　（２）エ　教育　について　（P．7）
「『人間の安全保障』を推進するために不可欠」なものとして教育が位置づけられていることを歓迎します。「援助効果にかかるパリ宣言」を踏まえ、教育分野の支援の整合性と調和を図るためにも、国際基金である Global Partnership for Education (GPE)および Education Cannot Wait（ECW）を重要なパートナーとして明記するとともに、拠出増を検討してください。

意見 5．Ⅲ.実施　１．効果的・戦略的な開発協力のための３つの進化したアプローチ　（１）共創を実現するための連帯　について　（P.８）

本項目において、「開発途上国を中核」に置くとしたことを歓迎します。一方で、開発途上国の市民からの声が大綱に反映されるプロセスは十分ではありませんでした。G7 エルマウサミットの首脳宣言を踏まえ、2023 年 3 月に「フェミニスト開発政策」を策定したドイツでは、グローバル・サウスの市民社会組織（CSO）からの意見聴取を重視しました。政府が掲げる「開発途上国を中核」に据える理念を果たすためには、本大綱のみならず、今後付属文書などの策定においては、グローバル・サウスを含めた CSO からの意見聴取の機会を設けるべきです。

意見 6．Ⅲ.実施　１．効果的・戦略的な開発協力のための３つの進化したアプローチ　（１）オ 市民社会　について　（P.８）

市民社会を「戦略的パートナーと新たに位置付け」ることを歓迎します。市民社会は二国間援助のアクターとしてのみならず、多国間援助のアクターとしても機能していることを踏まえ、多国間機関への拠出を通した日本の市民社会との協力を進めることも示してください。また、日本は他 OECD 諸国に比べの市民社会を介した政府支援が極めて少ない傾向にあります。市民社会を「戦略的パートナー」として位置づけるためにも、市民社会への資金供与、能力開発も含めた重要性について明記すべきです。

意見 7．Ⅲ.実施　２．開発協力の適正性確保のための実施原則　（６） ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公正性の確保　について　（P.12）

実施原則として、ジェンダーおよび包摂に関わる項目が記載されたことを歓迎します。ジェンダー平等かつインクルーシブな社会をもたらすために、開発協力をどのように実行していくのか明示することが肝要です。例えば、ジェンダー別データの収集と分析を支援し、ジェンダー分析に基づいた立案、実施、評価を必須とするなどの介入が考えられます。既に、G7 諸国のカナダ、フランス、ドイツで策定された前述のフェミニスト外交・開発政策においては、女性差別撤廃条約との整合性や交差性（インターセクショナリティ）に配慮しながら、開発途上国における女性権利／フェミニスト団体との協働を通してジェンダー平等を促進することが示されています。そのために、実施主体である政府、二国間援助機関が組織内のジェンダー平等を達成することを掲げています。弊団体を含めた CSO24 団体および 8 個人が要望するように、本大綱ではジェンダー主流化に留まらず、ジェンダー平等を優先課題とすべきです。

意見 8．本大綱全体について

本大綱策定にあたって、前大綱における成果・課題についてインパクト評価がなされないままプロセスが進行してしまったことは誠に遺憾でした。今後、実施から評価を経て、大綱を含めた開発協力に関する政策文書が改訂されることを願います。

また、本大綱の内容を実施していくために、各分野戦略において具体的な指標を含めた行動計画を立てることを求めます。

以上